学校感染症等に係る登校に関する意見書

　　年　　組　氏名

生年月日 　　　平成　　年　　月　　日

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

|  |
| --- |
| **【出席停止期間】**　　　　**月　　　　日　　　～　　　　月　　　　日まで** |

**第1種感染症　［治癒］と判断された場合は登校が可能です。**

* (　　　　　　　　　　　　)

**第2種感染症　［　］内の条件が満たされた場合は登校が可能です。**

□ インフルエンザ(A型・B型)　［発症後(発熱の翌日を1日目として)5日経過、かつ解熱後2日経過］

□ 新型コロナウイルス感染症　[発症後(発熱の翌日を1日目として)５日経過、かつ症状が軽快後１日経過]

□ 麻しん　［解熱後3日経過］　　　　　　　　 　□風しん　［発疹消失］

□ 水痘　［すべての発疹の痂皮化］　　　　　　　　□ 咽頭結膜熱　［主要症状消褪後2日経過］

□ 流行性耳下腺炎　［耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好］

□ 百日咳　［特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了］

□ 結核　［感染のおそれなし］

□ 髄膜炎菌性髄膜炎　［感染のおそれなし］

**第3種感染症　［感染のおそれなし］と判断された場合は登校が可能です。**

□ 流行性角結膜炎

□ 急性出血性結膜炎

□ 腸管出血性大腸菌感染症　※便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である

□ コレラ

□ 細菌性赤痢

□ 腸チフス

□ パラチフス

**◆第3種その他の感染症　※①～④は出席停止により感染拡大防止効果があるもの**

□ ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

□ ② アデノウイルス感染症

□ ③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

□ ④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

**その他、個人の療養効果を重視した感染症**

マイコプラズマ感染症/異型肺炎/単純ヘルペス歯肉口内炎/帯状疱疹/(　　　　　　　　　　　　)

* **いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切であると判断します**

血液・粘液を含む便/この24時間以内に複数回の嘔吐/原因不明の発疹/よだれを伴う口内痛・口内炎

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛/がんこな咳嗽/唾液腺の腫大

* その他の意見( )